

「食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）の一部改正（畜水産食品中の飼料添加物（カンタキサンチン）の残留基準設定）」についての意見・情報の募集結果について

1. 募集結果

平成 16 年 4 月 5 日～平成 16 年 5 月 6 日

2. 提出された意見数

なし

(案)

薬食審第 号
平成16年 月 日

厚生労働大臣

坂口 力 殿

薬事・食品衛生審議会
会長 井村 伸正

答 申 書

平成16年5月21日厚生労働省発食安第0521003号をもって厚生労働大臣から諮問されたカンタキサンチンに係る食品規格（畜水産食品に係る飼料添加物の残留基準）の設定については、下記のとおり答申する。

記

カンタキサンチンについては、別紙のとおり食品規格（畜水産食品に係る飼料添加物の残留基準）を設定することが適当である。

(別紙)

カンタキサンチン

食品名	基準値 (ppm)
サケ科魚類	20
いくら及びすじこ	20
鶏の筋肉、脂肪、肝臓及びその他の内臓	10
鶏卵黄	25